

実地指導・実地審査の方向性

令和8年3月17日

障がい福祉課

実地指導・実地審査の方向性

みちのく記念病院の事案を踏まえ、立入検査の見直し方針として設定した以下の項目に基づき、不適正事案に効果的・効率的に対応する。

1. 重点項目化
2. 公益通報への対応
3. 検査体制の強化
4. 関係機関との連携等
5. 職員の研修強化

1 重点項目化

- 国が定める項目の中から、重点的に確認する事項を年度毎に設定し、
実地指導・実地審査で確認する。

2 公益通報への対応

定期の実地指導・実地審査において不適正事案を覚知することは容易ではなく、公益通報が重要な契機となる。

一方で、通報者が関係先等から不利益を被らないよう、通報者保護の視点が重要である。

- 通報が実地指導・実地審査前の場合
実地指導・実地審査項目に加え、通報内容を（重点的に）確認し、次回以降につなげていく。
- 通報が実地指導・実地審査後の場合
公益通報に基づくことが悟られない工夫（言い訳）の上、臨時の実地指導・実地審査を実施する。

3 検査体制の強化

- 重大な不適正が疑われる事案等、集中的な実地指導・実地審査が必要な場合は、障がい福祉課や県所管保健所の担当職員、又は精神保健指定医を増員し、実地指導等の体制強化を図る。
- 必要に応じ、医療法に基づく立入検査を所管する医療薬務課や中核市保健所等と協力して対応する。
- 実地指導・実地審査における改善報告内容について、確実に改善されているか定期的なパトロール検査を行う。

4 関係機関との連携等

- 精神科病院で重大な不適正が疑われる事案等が発生した場合、事例検討会議に参画するなどにより、医療法に基づく立入検査の関係機関と連携して対応する。
- 必要に応じ、青森県精神医療審査会及び県内の各保健所等と連携して対応する。

5 職員の研修強化

- 毎年度実施している勉強会について、過年度の実施に係る課題や改善点、重点項目など対応方針の議論等を追加し、実地指導・実地審査に関わる職員の質の更なる向上を図る。